

SBJ 銀行 ANY 住宅ローン申込画面利用規定

第 1 条 目的

1. 本規定は、お客さまが株式会社 SBJ 銀行（以下、「当行」という。）のウェブサイトである「SBJ 銀行 ANY 住宅ローン申込画面」（以下、「申込画面」という。）の利用に関する事項を定めたものです。

第 2 条 利用可能なサービス

申込画面にて利用可能なサービス（以下、「本サービス」という。）は以下のとおりです。

- 1.ANY 住宅ローンのお借入れ申込み。
- 2.ANY 住宅ローンご融資承認後の ANY 住宅ローン専用普通預金＜プラスモア＞（アプリ開設型）口座開設依頼。

第 3 条 利用条件

申込画面をご利用いただける条件は、次の各号に定める通りです。

- 1.ANY 住宅ローンのお借入れ申込みを行うお客さまであること。
- 2.申込画面および株式会社 Liquid が提供する LIQUID eKYC をお客さまのスマートフォンにて利用できること。
- 3.お客さまは、自らの責任と費用負担において、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等の申込画面の利用に必要な一切の環境（以下「利用環境」という。）を整備すること。

第 4 条 申込画面の利用

1. 申込画面の利用を希望するお客さまは、当行が提携する不動産会社（以下、「提携不動産会社」という。）にお客さまの氏名、生年月日、電子メールアドレス、携帯電話番号を届け出し、アカウントの発行を依頼します。

提携不動産会社によるアカウント発行が完了次第、お客さまにメールにて発行完了を通知します。

2.アカウントの発行が完了した後、お客さまは申込画面にてログインする際に表示される本規定に同意することにより、申込画面をご利用いただけます。

3.当行は、お客さまが次の各号のいずれかに該当すると当行が判断した場合は、理由を一切開示もしくは通知することなく、申込画面の利用を拒否することができます。

- (1)本条および当行所定の方法によらずに登録の申込みを行った場合。
- (2)ANY 住宅ローンのお借入れ申込みを希望されるお客さまご本人以外からのお申込み。
- (3)本サービスの手続きにおいて表明、確約、同意、登録等された事項の全部または一部につき虚偽、誤記もしくは記載漏れがあった場合。
- (4)本規定に違反している、またはそのおそれがある場合。
- (5)過去に本規定に違反した者である場合。
- (6)未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかである場合であって、法定代

理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていない場合。

第 5 条 ご本人確認

申込画面の利用についてのお客さまのご本人確認は以下の方法により行うものとします。

1. 申込画面のログイン ID はお客さまがアカウントの発行を依頼する際に提携不動産会社に申出した ID を使用します。

2. 申込画面の初回パスワードはお客さまがアカウントの発行を依頼する際に提携不動産会社に申出したパスワードを使用します。

なお、初回ログイン時にお客さまが希望するパスワードに再設定するものとします。

3. ログイン ID およびパスワードを使用してなされた一切の行為について、当行はお客さま自身が行ったものとみなします。

4. ログイン ID およびパスワードは、お客さまが責任をもって管理し、理由のいかんを問わず第三者に開示し、または使用させてはなりません。ログイン ID およびパスワードの盗用、使用上の過誤、第三者の使用または不正アクセス等に伴い、お客さまに発生した損害ならびに費用等について、当行は一切の責任を負いません。

5. お客さまは、自己の ID およびパスワードが第三者に使用され、当行または第三者に対して損害を与えた場合は、その損害を自ら負担または賠償するものとします。

6. お客さまが任意に指定したパスワードは、当行所定の方法で変更することができます。ログイン ID は再設定することができません。

6. 申込画面による ANY 住宅ローンのお借入れ申込みは、当行が特別に承諾した場合を除き、株式会社 Liquid が提供する LIQUID eKYC による本人確認により完了します。LIQUID eKYC による本人確認を行うには、別途株式会社 Liquid 所定の内容に同意する必要があります。

第 6 条 通知等の連絡先

1. 当行はお客さまに対し、申込画面の利用について通知、照会、確認をすることがあります。その場合は、お客さまが申込画面のアカウントの発行を依頼した際に届け出たメールアドレス、電話番号、申込画面にて届け出た住所を連絡先とします。

2. お客さまが当行と預金取引や融資取引等の申込画面の利用以外の取引を行っている場合は、その取引の際に届け出た最新の連絡先にあてて通知、照会、確認をすることがあります。

3. 当行がお客さまの連絡先にあてて通知、照会、確認を発信、書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、これが延着、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話、電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなし、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 7 条 利用料金

申込画面の利用料金は無料とします。ただし、後記第 16 条 1 に定める方法にて周知することにより、利用料金を設定・変更することができるものとします。

第 8 条 譲渡・質入・貸与の禁止

申込画面の利用に基づくお客さまの権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等することができません。

第 9 条 取引の記録

申込画面によるお借入れ申込内容に疑義が生じた場合には、申込画面の電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第 10 条 海外からのご利用時

海外からはその国の法律、制度、通信事情、通信機器の仕様等によりご利用いただけない場合があります。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 11 条 免責事項等

1. 以下のいずれかの事由により申込画面の取扱いに遅延、不能等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
 - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
 - (4) その他当行の責によらないとき。
2. お客さまは申込画面の利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および申込画面に関して当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
3. 申込画面に使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客さまの責任において確保してください。当行は、お客さまの端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。
4. お客さまの端末が正常に稼動しなかったことにより、以下の事象が発生した場合の損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 意図しない ANY 住宅ローンのお借入れ申込みの成立または不成立。
 - (2) ANY 住宅ローンご融資承認後の意図しない ANY 住宅ローン専用普通預金＜プラスモア＞（アプリ開設型）口座開設依頼の成立または不成立。
5. 申込画面を利用する際に申出された ID およびパスワードについて、あらかじめ当行に登録された ID およびパスワードとの照合をして、その一致を確認し、本手続きを行った場合、当行は、それ

らの ID およびパスワードについて偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、本手続きをお客さま本人による有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について責任を負いません。

第 12 条 申込画面の利用停止

当行はお客さまに事前に通知することなく次のときにおいて申込画面の利用を停止します。

利用を停止した場合、申込画面の利用を行うことはできません。

1. ANY 住宅ローンの申込完了前

ANY 住宅ローンの申込を完了せずアカウントの発行日から 3 か月を経過したとき。

2. ANY 住宅ローンの申込完了後

(1)お借入れを実行した日から 90 日を経過したとき。

(2)当行からお客さまにお申し込みの謝絶を行ったとき。

(3)お客さまからの取下を当行が受付したとき。

(4)お客さまの責めに帰すべき事由により当行からお客さまに連絡が取れず、一定期間お借入れの実行が行えなかったとき。

第 13 条 解約等

1.申込画面の利用はお客さままたは当行からの一方の都合にていつでも解約することができます。ただし、お客さまからの解約の通知は当行所定の書面によるものとします。

2.解約時期により、お借入れの申込やお借入れの実行ができない場合があります。この場合も、お客さまは異議を一切申し立てません。

3. お客さまに次の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも、申込画面の利用を解約することができるものとします。この場合、お客さまへの通知の到着の如何にかかわらず、当行が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に申込画面の利用が解約されたものとします。

(1)連絡先の変更の届け出を怠るなど、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。

(2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3)支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。

(4)相続の開始があったとき。

(5)パスワードの不正使用があったとき、または申込画面を不正利用したとき。

(6)本サービスの手続きにおいて表明、確約、同意、登録等された事項の全部または一部につき虚偽、誤記もしくは記載漏れがあった場合。

第 14 条 申込画面の終了

当行は、申込画面の全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当行所定の方法により告知します。この場合、申込画面の全部または一部が利用できなくなります。

第 15 条 規定の準用

本規定に定めない事項については、当行所定の各種規定等に準ずるものとします。

第 16 条 規定の改定

1.この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 17 条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関して紛争が生じたときは、専属管轄の定めのあるときのほかは、貴行本店または貴行支店の所在地を管轄する裁判所とすることに同意します。

以上



20241223